

「新型コロナウイルス感染者発生時対応指針及び授業再開ガイドライン」Q&A

学務総合センター

この Q&A は、取扱指針及びガイドラインに関する質問のうち、一般的に有益と思われるものに回答したものです。質問等ある場合は、gakumubu@nagoya-ku.ac.jp までお寄せください。

Q1 感染者は、いつから登校再開できますか？

A1 症状が出ていた感染者は、治癒すれば、登校を再開できます（学校保健安全法施行規則 19 条 1 号）。症状が完全になくなった場合は、治癒したものと考えて差し支えありません。症状のない感染者は、保健所の指示した待機期間が経過すれば、登校を再開できます。

なお、治癒後、または、待機期間経過後に、発熱や体調不良が見られる場合は、ガイドラインに従い、体調不良者として扱ってください。